

沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律案新旧対照表

目次

1	沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（本則関係）	1
2	通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）（附則第九条関係）	59
3	国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）（附則第十条関係）	60
4	広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）（附則第十条関係）	61
5	公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）（附則第十一条関係）	62
6	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十二条関係）	63
7	沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（附則第十三条関係）	64
8	半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）（附則第十四条関係）	66
9	外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（附則第十五条関係）	67
10	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）（附則第十六条関係）	68
11	総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（附則第十七条関係）	69
12	国家公務員法等の一部を改正する法律案（第七十九回国会閣法第七十四号）（附則第十八条関係）	70
13	福島復興再生特別措置法案（第 回国会閣法第 号）（附則第十九条関係）	73
14	防衛省設置法（昭和二十九年六月九日法律第六十四号）（附則第二十条関係）	75
15	内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第二十一条関係）	76
16	国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（附則第二十二条関係）	78

沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律案
 新旧対照条文

○沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>沖繩振興特別措置法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 沖繩振興計画等（第三条の二―第五条）</p> <p>第三章 産業の振興のための特別措置</p> <p>第一節 観光の振興</p> <p>第一款 観光地形成促進計画等（第六条―第十一条）</p> <p>第二款 外国人観光旅客の来訪の促進（第十二条―第二十条）</p> <p>第三款 環境保全型自然体験活動（第二十一条―第二十五条）</p> <p>第四款 観光振興のための免税等（第二十六条・第二十七条）</p> <p>第二節 情報通信産業の振興（第二十八条―第三十四条）</p> <p>第三節 産業高度化・事業革新促進計画等（第三十五条―第四十条）</p> <p>第四節 国際物流拠点産業集積地域（第四十一条―第五十四条）</p> <p>第五節 金融業務特別地区（第五十五条―第五十九条）</p> <p>第六節 農林水産業の振興（第六十条―第六十二条）</p>	<p>沖繩振興特別措置法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 沖繩振興計画（第四条・第五条）</p> <p>第三章 産業の振興のための特別措置</p> <p>第一節 観光の振興</p> <p>第一款 観光振興計画等（第六条―第九条）</p> <p>第二款 観光の利便性の増進等（第十条―第十五条）</p> <p>第三款 観光振興地域の施設の整備等（第十六条―第二十条）</p> <p>第四款 環境保全型自然体験活動（第二十一条―第二十五条）</p> <p>第五款 観光振興のための免税等（第二十六条・第二十七条）</p> <p>第二節 情報通信産業の振興（第二十八条―第三十四条）</p> <p>第三節 産業高度化地域（第三十五条―第四十条）</p> <p>第四節 自由貿易地域等（第四十一条―第五十四条）</p> <p>第五節 金融業務特別地区（第五十五条―第五十九条）</p> <p>第六節 農林水産業の振興（第六十条―第六十二条）</p>

- 第七節 電気の安定的かつ適正な供給の確保（第六十三条―第六十五条）
- 第八節 中小企業の振興（第六十六条―第七十二条）
- 第九節 沖縄振興開発金融公庫の業務の特例（第七十三条・第七十四条）
- 第四章 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のための特別措置（第七十五条―第八十三条）
- 第五章 文化の振興等（第八十四条―第八十八条）
- 第六章 沖縄の均衡ある発展のための特別措置（第八十九条―第九十四条）
- 第七章 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置（第九十五条―第一百四条）
- 第八章 沖縄振興の基盤の整備のための特別措置（第一百五―第一百条）
- 第九章 沖縄振興審議会（第一百一―第一百十二条）
- 第十章 雑則（第一百三―第一百六条）
- 第十一章 罰則（第一百七―第二百一条）

（目的）

第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の

- 第七節 電気の安定的かつ適正な供給の確保（第六十三条―第六十五条）
- 第八節 中小企業の振興（第六十六条―第七十二条）
- 第九節 沖縄振興開発金融公庫の業務の特例（第七十三条・第七十四条）
- 第四章 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のための特別措置（第七十五条―第八十三条）
- 第五章 文化・科学技術の振興及び国際協力等の推進（第八十四条―第八十八条）
- 第六章 沖縄の均衡ある発展のための特別措置（第八十九条―第九十四条）
- 第七章 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置
- 第一節 駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則等（第九十五条―第九十七条）
- 第二節 大規模跡地の指定等（第九十八条―第一百条）
- 第三節 大規模跡地給付金の支給等（第一百三―第一百六条）
- 第八章 沖縄振興の基盤の整備のための特別措置（第一百五―第一百条）
- 第九章 沖縄振興審議会（第一百一―第一百十二条）
- 第十章 雑則（第一百三―第一百六条）
- 第十一章 罰則（第一百七―第二百条）

（目的）

第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とす

実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～五 (略)

六 情報通信産業 情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く。

）の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業（有線放送業を含む。）、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う業種をいう。）をいう。

七～九 (略)

十 産業高度化・事業革新促進事業 産業高度化（事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。以下同じ。）又は事業革新（沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品又は当該鉱工業品の生産に係る技術の活用により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。以下同じ。）に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。

十一 国際物流拠点産業 国際物流拠点（国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。）において積込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であつて政令で定めるものをいう。

る。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～五 (略)

六 情報通信産業 情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く。

）の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業（有線放送業を含む。）、ソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業をいう。

七～九 (略)

十 産業高度化事業 産業高度化（事業者の製品若しくは役務の開発力、生産、販売若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。以下同じ。）に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。

(新設)

十二 特定国際物流拠点事業 国際物流拠点産業に属する事業のうち、国際物流拠点を中核とした集積の形成が特に見込まれるものとして政令で定めるものをいう。

十三～十五 (略)

(削除)

十六 駐留軍用地跡地 日本国との平和条約の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（以下「復帰協定」という。）の効力発生の日の前日までの間においてアメリカ合衆国が沖縄において使用していた土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有する者に返還されているもの又は復帰協定の効力発生の日以後沖縄において駐留軍（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下この号において「日米安保条約」という。）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。）が日米安保条約第六条の規定に基づき使用することを許されていた施設及び区域に係る土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有する者に返還されているものをいう。

(削除)

第二章 沖縄振興計画等

(沖縄振興基本方針)

第三条の二 内閣総理大臣は、沖縄の振興を図るため、沖縄振興基

(新設)

十一～十三 (略)

十四 駐留軍用地 沖縄において、駐留軍（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下この号及び次号において「日米安保条約」という。）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。）が日米安保条約第六条の規定に基づき使用することを許されている施設及び区域に係る土地をいう。

十五 駐留軍用地跡地 日本国との平和条約の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（以下「復帰協定」という。）の効力発生の日の前日までの間においてアメリカ合衆国が沖縄において使用していた土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有する者に返還されているもの又は復帰協定の効力発生の日以後沖縄において駐留軍が日米安保条約第六条の規定に基づき使用することを許されていた施設及び区域に係る土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有する者に返還されているものをいう。

十六 跡地関係市町村 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地が所在する市町村をいう。

第二章 沖縄振興計画

(新設)

- 2| 本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 3| 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一| 沖繩の振興の意義及び方向に関する事項
- 二| 観光の振興、情報通信産業の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に関する基本的な事項
- 三| 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定に関する基本的な事項
- 四| 教育及び文化の振興に関する基本的な事項
- 五| 福祉の増進及び医療の確保に関する基本的な事項
- 六| 科学技術の振興に関する基本的な事項
- 七| 情報通信の高度化に関する基本的な事項
- 八| 国際協力及び国際交流の推進に関する基本的な事項
- 九| 駐留軍用地跡地の利用に関する基本的な事項
- 十| 離島の振興に関する基本的な事項
- 十一| 環境の保全並びに防災及び国土の保全に関する基本的な事項
- 十二| 社会資本の整備及び土地（公有水面を含む。次条第二項第十一号において同じ。）の利用に関する基本的な事項
- 十三| 前各号に掲げるもののほか、沖繩の振興に関する基本的な事項
- 3| 基本方針は、平成二十四年度を初年度として十箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならぬ。
- 4| 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、沖繩振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5| 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6| 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（沖繩振興計画）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（沖繩振興計画の内容）

第四条 沖縄県知事は、基本方針に基づき、沖縄振興計画を定めるよう努めるものとする。

2 沖縄振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(削除)

一 観光の振興、情報通信産業の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に関する事項

二 〇十 (略)

十一 社会資本の整備及び土地の利用に関する事項

(削除)

3 前項各号に掲げる事項のほか、沖縄振興計画には、沖縄の地理的条件並びに人口及び産業の集積その他の社会的条件を総合的に勘案して区分された圏域別の振興に関する事項を定めるよう努めるものとする。

4 沖縄振興計画は、平成二十四年度を初年度として十箇年を目途として達成されるような内容のもでなければならぬ。

5 沖縄県知事は、沖縄振興計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定により沖縄振興計画の提出があつた場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該沖縄振興計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出ることができる。

7 内閣総理大臣は、第五項の規定により提出された沖縄振興計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

8 内閣総理大臣は、第五項の規定により提出された沖縄振興計画について前項の規定による措置をとる必要がないと認めるときは、その旨を沖縄県知事に通知しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、沖縄振興計画の変更について準

第四条 (新設)

沖縄振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 沖縄の振興の基本方針に関する事項

二 産業の振興に関する事項

三 〇十一 (略)

十二 社会資本の整備及び土地(公有水面を含む。)の利用に関する事項

十三 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興に関し必要な事項
2 沖縄振興計画には、沖縄の地理的条件並びに人口及び産業の集積等の社会的条件を総合的に勘案して区分された圏域別の振興に関する事項を定めるものとする。

3 沖縄振興計画は、平成十四年度を初年度として十箇年を目途として達成されるような内容のもでなければならぬ。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

用する。

(国の援助)

第五条 国は、沖縄県に対し、沖縄振興計画の円滑な実施に関し必要な援助を行うように努めなければならない。

第三章 産業の振興のための特別措置

第一節 観光の振興

第一款 観光地形成促進計画等

(観光地形成促進計画の作成等)

第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画（以下「観光地形成促進計画」という。）を定めることができる。

2 | 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 | 計画期間
- 二 | 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「観光地形成促進地域」という。）の区域
- 三 | 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設（ス

(沖縄振興計画の決定及び変更)

第五条 沖縄県知事は、沖縄振興計画の案を作成し、内閣総理大臣に提出するものとする。

2 | 内閣総理大臣は、前項の沖縄振興計画の案に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、沖縄振興計画を決定する。

3 | 内閣総理大臣は、沖縄振興計画を決定したときは、これを沖縄県知事に通知するものとする。

4 | 前三項の規定は、沖縄振興計画が決定された後特別の必要が生じたことによりこれを変更する場合に準用する。

第三章 産業の振興のための特別措置

第一節 観光の振興

第一款 観光振興計画等

(観光振興計画の作成等)

第六条 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づき、観光の振興に関する計画（以下「観光振興計画」という。）を作成するものとする。

2 | 観光振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 | 計画期間
- 二 | 観光の振興の方針に関する事項
- 三 | 観光旅客の来訪の促進に係る方針に関する事項
- 四 | 観光地の魅力の増進に関する事項
- 五 | 観光旅客の受入れの体制の確保に関する事項
- 六 | 沖縄の宣伝の方針に関する事項
- 七 | 国際会議等の誘致の方針その他国際会議等の誘致の促進に関

- ポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。）の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容
- 3 前項各号に掲げる事項のほか、観光地形成促進計画には、同項第三号の措置の実施を通じて国内外からの観光旅客の来訪が促進されることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする。
- 4 沖縄県知事は、観光地形成促進計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 5 沖縄県知事は、観光地形成促進計画を定めるときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならぬ。
- 6 主務大臣は、前項の規定により観光地形成促進計画の提出があった場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならぬ。
- 7 主務大臣は、第五項の規定により提出された観光地形成促進計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。
- 8 第四項から前項までの規定は、観光地形成促進計画の変更についで準用する。

- する事項
- 八 観光旅客の移動の円滑化に関する事項
- 九 公共施設の整備の方針に関する事項
- 十 その他観光の振興に関し必要な事項
- 3 観光振興計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めることができる。
- 一 観光の振興を図るため観光関連施設（スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十八条において同じ。）の整備を特に促進することが必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「観光振興地域」という。）の区域
- 二 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者又は海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営む者が、当該事業の利用者の利便の増進を図るために実施する事業であつて、国土交通省令で定めるもの（以下「利用者利便増進事業」という。）に関する事項
- 三 環境保全型自然体験活動の推進に関する基本的な方針
- 4 第二項第一号の計画期間は、五年以下の期間を定めるものとする。
- 5 沖縄県知事は、観光振興計画において第三項第一号の観光振興地域の区域を定めるときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 6 沖縄県知事は、観光振興計画について、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。
- 7 主務大臣は、観光振興計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。
- 一 第二項各号に掲げる事項が沖縄振興計画に適合するものであること。

(観光地形成促進計画の実施状況の報告等)

第七条 沖縄県知事は、前条第五項の規定により提出された観光地形成促進計画(その変更について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出があったときは、その変更後のもの。以下「提出観光地形成促進計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

2 主務大臣は、前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを求めることができる。

3 主務大臣は、前項の期間が経過した後においてもなお前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事

二 第三項第一号の観光振興地域の区域が定められている場合にあっては、当該観光振興地域が同号に規定する政令で定める要件に該当し、かつ、沖縄振興計画に適合するものであること。
三 第三項第二号及び第三号に掲げる事項が定められている場合にあっては、当該事項が沖縄振興計画に適合するものであること。

四 その他沖縄振興計画に照らして適切なものであること。

8 主務大臣は、観光振興計画につき前項の規定による同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

9 主務大臣は、第七項の規定により同意をしようとするときは、沖縄振興審議会の意見を聴かなければならない。

10 沖縄県知事は、観光振興計画が第七項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

11 沖縄県知事は、観光振興計画の作成及び当該観光振興計画に基づく施策の実施に当たっては、第八十四条第二項に規定する地域文化の振興等に関する施策の総合的な推進を図るための方針との調和に配慮するものとする。

(観光振興計画の変更)

第七条 沖縄県知事は、前条第七項の規定による同意を得た観光振興計画を変更しようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 前条第五項及び第七項から第十項までの規定は、前項の変更の同意について準用する。

に対し、提出観光地形成促進計画の廃止又は変更を勧告することができる。

(削除)

(海外における宣伝等の措置)
第八条 独立行政法人国際観光振興機構は、外国人観光旅客の沖縄への来訪を促進するため、第六条第七項の規定による同意を得た観光振興計画(前条第一項の規定による変更の同意があったときは、その変更後のもの。以下「同意観光振興計画」という。)に定める宣伝の方針に基づき、海外における宣伝を行うほか、これに関連して沖縄県及び沖縄県の市町村が行う海外における宣伝に関する助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(削除)

(国際会議等の誘致を促進するための措置)

第九条 独立行政法人国際観光振興機構は、国際会議等の沖縄への誘致を促進するため、同意観光振興計画に定める国際会議等の誘致の方針に基づき、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 沖縄県及び沖縄県の市町村に対し、国際会議等の誘致に関する情報を定期的に、又は時宜に応じて提供すること。
- 二 海外において沖縄県及び沖縄県の市町村の宣伝を行うこと。

第二款 観光の利便性の増進等

(削除)

(共通乗車船券)

第十条 運送事業者は、沖縄内を移動する観光旅客を対象とする共通乗車船券(二以上の運送事業者が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。)に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

あらかじめ、その旨を共同で国土交通大臣に届け出ることができる。

2 前項の届出をした者は、軌道法（大正十年法律第七十六号）第十一條第二項、道路運送法第九條第三項後段、海上運送法第八條第一項後段（同法第二十三條において準用する場合を含む。）又は航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第一百五條第一項後段の規定による届出をしたものとみなす。

3 第一項に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、沖繩総合事務局長に委任することができる。

（利用者利便増進事業計画の認定）

第十一條 同意観光振興計画に定められた利用者利便増進事業を実施しようとする者（当該利用者利便増進事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。）は、当該利用者利便増進事業に関する計画（以下「利用者利便増進事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、沖繩県を經由して行わなければならない。この場合において、沖繩県は、当該利用者利便増進事業計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 利用者利便増進事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 利用者利便増進事業の目標

二 利用者利便増進事業の内容

三 利用者利便増進事業の実施時期

四 利用者利便増進事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

4 国土交通大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その利用者利便増進事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(削除)

- 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が同意観光振興計画に照らして適切なものであること。
- 二 前項第三号及び第四号に掲げる事項が当該利用者利便増進事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 5 国土交通大臣は、前項の規定による認定を行ったときは、沖縄県に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

(削除)

(利用者利便増進事業計画の変更等)

- 第十二条 前条第四項の認定を受けた者（その者の設立に係る同条第一項に規定する法人を含む。以下「認定利用者利便増進事業者」という。）は、前条第四項の規定により受けた認定に係る利用者利便増進事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

(削除)

- 2 国土交通大臣は、認定利用者利便増進事業者が前条第四項の規定により受けた認定に係る利用者利便増進事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用者利便増進事業計画」という。）に従つて利用者利便増進事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、第一項の変更の認定について準用する。

(削除)

(道路運送法等の特例)

(削除)

- 第十三条 認定利用者利便増進事業者が、認定利用者利便増進事業計画に従つて利用者利便増進事業を行うに当たり道路運送法第十五条第一項の認可を受けなければならない場合若しくは同条第三項若しくは同法第十五条の三第二項の届出を行わなければならない場合又は海上運送法第十一条の二第一項の届出を行わなければならない場合若しくは同条第二項の認可を受けなければならない場合には、これらの規定にかかわらず、遅滞なくその旨を国土交

通大臣に届け出ることをもって足りる。

(報告の徴収)

第十四条 国土交通大臣は、認定利用者利便増進事業者に対し、利用者利便増進事業の実施状況について報告を求めることができる。

(権限の委任)

第十五条 第十一条第四項、第十二条第一項及び第二項、第十三条並びに前条に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、沖縄総合事務局長に委任することができる。

第三款 観光振興地域の施設の整備等

(課税の特例)

第十六条 同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域内において特定民間観光関連施設（スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するものに限る。）であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。）を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する指定を受けた販売施設が同項に規定する政令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、そ

(削除)

(削除)

(削除)

(課税の特例)

第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設（スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。）であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。）を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 沖縄県知事は、前項に規定する指定を受けた販売施設が同項に規定する政令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その

指定を取り消すことができる。

(削除)

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設を新設し、又は増設した者について、当該特定民間観光関連施設に係る事業に対する事業税、当該特定民間観光関連施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後に行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(資金の確保等)

第十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内の観光関連施設の

3| の指定を取り消すことができる。

3| 第一項に規定する指定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。

(新設)

(新設)

整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(公共施設の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域における観光の振興を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

第二款 外国人観光旅客の来訪の促進

(沖縄特別通訳案内士育成等事業計画の認定)

第十二条 沖縄県知事は、沖縄特別通訳案内士育成等事業計画(通訳案内士と連携して外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応し、沖縄における観光の振興を図るため、沖縄県が行う沖縄特別通訳案内士(第十四条第二項に規定する沖縄特別通訳案内士をいう。)の育成、確保及び活用を図る事業の内容その他の当該事業に関する事項について定めた計画をいう。次項及び次条第一項において同じ。)を定め、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

(新設)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、沖縄特別通訳案内士育成等事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に適合すること。

二 当該沖縄特別通訳案内士育成等事業計画の実施が沖縄における観光の振興に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

(新設)

3 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、国土交通大臣の同意を得なければならない。

(新設)

4 内閣総理大臣は、第二項の認定をしたときは、遅滞なく、その

旨を公示しなければならない。

(沖縄特別通訳案内士育成等事業計画の変更等)

第十三条 沖縄県知事は、前条第二項の認定を受けた沖縄特別通訳案内士育成等事業計画（以下この条及び次条第一項において「認定沖縄特別通訳案内士育成等事業計画」という。）の変更をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2| 内閣総理大臣は、認定沖縄特別通訳案内士育成等事業計画（変更があったときは、その変更後のもの。次条第一項において同じ。）が前条第二項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ、国土交通大臣にその旨を通知しなければならない。

3| 国土交通大臣は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。

4| 前条第二項から第四項までの規定は認定沖縄特別通訳案内士育成等事業計画の変更について、同条第四項の規定は第二項の規定による認定の取消しについて、それぞれ準用する。

(通訳案内士法の特例)

第十四条 認定沖縄特別通訳案内士育成等事業計画に係る沖縄特別通訳案内士については、当該認定の日以後は、次項から第九項まで、第一百七十七条、第一百八条、第二百十条及び第二百一条に定めるところによる。

2| 沖縄特別通訳案内士は、沖縄において、報酬を得て、通訳案内（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二条に規定する通訳案内をいう。以下この条において同じ。）を行うことを業とする。

3| 沖縄特別通訳案内士については、通訳案内士法の規定は、適用しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

4 | 第十二条第二項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。）を受けた沖縄県知事が行う沖縄の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、沖縄において、沖縄特例通訳案内士となる資格を有する。

（新設）

5 | 次の各号のいずれかに該当する者は、沖縄特例通訳案内士となる資格を有しない。

（新設）

一 | 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二 | 第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

三 | 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

四 | 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

五 | 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

六 | 総合特別区域法第四十三条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

6 | 沖縄特例通訳案内士は、沖縄以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

（新設）

7

通訳案内士法第三章の規定は、沖縄特別通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「沖縄特別通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「沖縄県」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十八条」とあるのは「沖縄振興特別措置法第十四条第七項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「沖縄県知事」と、同法第二十二条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「沖縄特別通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「沖縄振興特別措置法第十四条第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「沖縄振興特別措置法第十四条第七項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

8

通訳案内士法第四章の規定は、沖縄特別通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「沖縄振興特別措置法第十四条第九項において準用する第三十五条第一項」と、同法第二項並びに同法第三十三条第一項及び第二項並びに第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「沖縄県知事」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「沖縄振興特別措置法又は同法」と読み替えるものとする。

9

通訳案内士法第三十五条の規定は、沖縄特別通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「観光庁長官」とあるのは、「沖縄県知事」と読み替えるものとする。

（海外における宣伝等の措置）

第十五条 独立行政法人国際観光振興機構は、外国人観光旅客の沖

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

縄への来訪を促進するため、海外において沖縄の宣伝を行うほか、これに関連して沖縄県及び沖縄の市町村が行う海外における宣伝に関する助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国際会議等の誘致を促進するための措置)

第十六条 独立行政法人国際観光振興機構は、国際会議等の沖縄への誘致を促進するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 沖縄県及び沖縄の市町村に対し、国際会議等の誘致に関する情報を定期的に、又は時宜に応じて提供すること。
- 二 海外において沖縄県及び沖縄の市町村の宣伝を行うこと。

第十七条から第二十条まで 削除

(新設)

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域内において特定民間観光関連施設を新設し、又は増設した者について、当該特定民間観光関連施設に係る事業に対する事業税、当該特定民間観光関連施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限る。)のうち総務省令で定

めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（資金の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、事業者が行う同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

（公共施設の整備）

第十九条 国及び地方公共団体は、同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域における観光の開発を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

（国等の援助）

第二十条 国及び地方公共団体は、同意観光振興計画の達成に資するため、当該同意観光振興計画の実施に必要な事業を行う者に対する助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第四款 環境保全型自然体験活動

（環境保全型自然体験活動に係る保全利用協定）

第二十一条（略）

24（略）

5 沖縄県知事は、第一項の認定に係る申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の規定による認定をするものとする。

一 観光振興計画に照らして適切なものであること。

二五（略）

69（略）

第三款 環境保全型自然体験活動

（環境保全型自然体験活動に係る保全利用協定）

第二十一条（略）

24（略）

5 沖縄県知事は、第一項の認定に係る申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の規定による認定をするものとする。

一 沖縄振興計画に照らして適切なものであること。

二五（略）

69（略）

(環境保全型自然体験活動の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、沖縄における自然環境の保全及び健全な利用の推進に資するため、沖縄における環境保全型自然体験活動の推進に必要な資金の確保、人材の育成、情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 環境大臣は、沖縄における国立公園の保護及び整備等を通じて沖縄における環境保全型自然体験活動が推進されるように努めるものとする。

第四款 観光振興のための免税等

(輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除)

第二十六条 沖縄から出域する旅客が個人的用途に供するため旅客ターミナル施設等(空港内の旅客ターミナル施設又は港湾内の旅客施設のうち、内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分)をいう。以下この条において同じ。)において購入する物品又は提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内にある特定販売施設(小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものをいい、内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分に限る。)において購入し旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客により携帯して沖縄以外の本邦の地域へ移出されるものについては、関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)で定めるところにより、その関税を免除する。

(航空機燃料税の軽減)

第二十七条 沖縄島、宮古島、石垣島又は久米島と沖縄以外の本邦

(環境保全型自然体験活動の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、沖縄における自然環境の保全及び健全な利用の推進に資するため、同意観光振興計画に定められた環境保全型自然体験活動の推進に必要な資金の確保、人材の育成、情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 環境大臣は、沖縄における国立公園の保護及び整備等を通じて同意観光振興計画に定められた環境保全型自然体験活動が推進されるように努めるものとする。

第五款 観光振興のための免税等

(輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除)

第二十六条 沖縄から出域する旅客が個人的用途に供するため空港内の旅客ターミナル施設(内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分に限る。以下この条において単に「旅客ターミナル施設」という。)において購入する物品又は同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域内にある特定販売施設(小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものをいい、内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分に限る。)において購入し旅客ターミナル施設において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客により携帯して沖縄以外の本邦の地域へ移出されるものについては、関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)で定めるところにより、その関税を免除する。

(航空機燃料税の軽減)

第二十七条 沖縄島と沖縄以外の本邦の地域(その地域の全部又は

の地域（その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島を除く。）との間を航行する航空機で運送の用に供されるものに積み込まれる航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）第二条第二号に規定する航空機燃料料については、租税特別措置法で定めるところにより、航空機燃料税を軽減する。

（情報通信産業振興地域の指定）

第二十八条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域を情報通信産業振興地域として指定することができる。

2| 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3| 主務大臣は、情報通信産業振興地域を指定するときは、当該情報通信産業振興地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

4| 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、情報通信産業振興地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

5| 前項に定める場合のほか、主務大臣は、情報通信産業振興地域の区域の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該情報通信産業振興地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

一部が離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島を除く。）との間を航行する航空機で運送の用に供されるものに積み込まれる航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）第二条第二号に規定する航空機燃料料については、租税特別措置法で定めるところにより、航空機燃料税を軽減する。

（情報通信産業振興計画の作成等）

第二十八条 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づき、情報通信産業の振興に関する計画（以下「情報通信産業振興計画」という。）を作成するものとする。

2| 情報通信産業振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一| 計画期間

二| 情報通信産業の振興の方針に関する事項

三| 情報通信産業の立地の促進に関する事項

四| 情報通信産業を担う人材の育成に関する事項

五| その他情報通信産業の振興に関し必要な事項

3| 情報通信産業振興計画においては、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めることができる。

一| 情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「情報通信産業振興地域」という。）の区域

二| 情報通信産業振興地域のうち特定情報通信事業を実施する企業の立地を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区（以下「情報通信産業特別地区」という。）の区域

4| 第二項第一号の計画期間は、五年以下の期間を定めるものとする。

(情報通信産業特別地区の指定)
第二十九条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、情報通信産業振興地域のうち特定情報通信事業を実施する企業の立地

- 5| 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画において情報通信産業振興地域又は情報通信産業特別地区の区域を定めるときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。
 - 6| 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画について、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。
 - 7| 主務大臣は、情報通信産業振興計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。
 - 一| 第二項各号に掲げる事項が沖縄振興計画に適合するものであること。
 - 二| 情報通信産業振興地域の区域が定められている場合にあつては、当該情報通信産業振興地域が第三項第一号に規定する政令で定める要件に該当し、かつ、沖縄振興計画に適合するものであること。
 - 三| 情報通信産業特別地区の区域が定められている場合にあつては、当該情報通信産業特別地区が第三項第二号に規定する政令で定める要件に該当し、かつ、沖縄振興計画に適合するものであること。
 - 四| その他沖縄振興計画に照らして適切なものであること。
 - 8| 主務大臣は、情報通信産業振興計画につき前項の規定による同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 9| 主務大臣は、第七項の規定による同意をしようとするときは、沖縄振興審議会の意見を聴かなければならない。
 - 10| 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画が第七項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (情報通信産業振興計画の変更)
第二十九条 沖縄県知事は、前条第七項の規定による同意を得た情報通信産業振興計画を変更しようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を情報通信産業特別地区として指定することができる。

2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 主務大臣は、情報通信産業特別地区を指定するときは、当該情報通信産業特別地区の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

4 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、情報通信産業特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

5 前項に定める場合のほか、主務大臣は、情報通信産業特別地区の区域の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該情報通信産業特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

(情報通信産業特別地区における事業の認定)

第三十条 情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を受けることができる。

2 〃 4 (略)

(課税の特例)

第三十一条 情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製

2 前条第五項及び第七項から第十項までの規定は、前項の変更の同意について準用する。

(情報通信産業特別地区における事業の認定)

第三十条 情報通信産業特別地区の区域において設立され、専ら当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を受けることができる。

2 〃 4 (略)

(課税の特例)

第三十一条 第二十八条第七項の規定による同意を得た情報通信産業振興計画(第二十九条第一項の規定による変更の同意があったときは、その変更後のもの。以下「同意情報通信産業振興計画」という。)に定められた情報通信産業振興地域の区域内において

作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2
(略)

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第三十二条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

(資金の確保等)

第三十三条 国及び地方公共団体は、事業者が行う情報通信産業振興地域の区域内の情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(公共施設の整備)

第三十四条 国及び地方公共団体は、情報通信産業振興地域の区域における情報通信産業又は情報通信技術利用事業の振興を図るために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2
(略)

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第三十二条 第十七条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、同意情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

(資金の確保等)

第三十三条 国及び地方公共団体は、事業者が行う同意情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内の情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(公共施設の整備)

第三十四条 国及び地方公共団体は、同意情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域における情報通信産業又は情報通信技術利用事業の振興を図るために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

第三節 産業高度化・事業革新促進計画等

(産業高度化・事業革新促進計画の作成等)

第三十五条 沖縄県知事は、産業高度化及び事業革新を促進するための計画(以下「産業高度化・事業革新促進計画」という。)を定めることができる。

2| 産業高度化・事業革新促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化又は事業革新が相当程度図られると見込まれる地域であつて、当該産業高度化又は事業革新を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの(以下「産業高度化・事業革新促進地域」という。)の区域

三 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進するため沖縄県が産業高度化・事業革新促進地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容

3| 沖縄県知事は、産業高度化・事業革新促進計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4| 沖縄県知事は、産業高度化・事業革新促進計画を定めるときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

5| 主務大臣は、前項の規定により産業高度化・事業革新促進計画の提出があつた場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

6| 主務大臣は、第四項の規定により提出された産業高度化・事業革新促進計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄

第三節 産業高度化地域

(産業高度化地域の指定)

第三十五条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、産業高度化事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化が相当程度図られると見込まれる地域であつて政令で定める要件を備えている地域を産業高度化地域として指定することができる。

2| 主務大臣は、前項の指定をするに当たっては、農林漁業構造の改善について配慮するとともに、同項の申請に係る地域について、既に工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第二条の規定による工場適地の調査等がなされているときは、その成果を参酌しなければならない。

3| 沖縄県知事は、第一項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4| 主務大臣は、産業高度化地域を指定するときは、当該産業高度化地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

5| 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、産業高度化地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、前各項の規定を準用する。

6| 前項に定める場合のほか、主務大臣は、産業高度化地域の区域の全部又は一部が第一項に規定する政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該産業高度化地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

7| 第二項及び第四項の規定は、前項の規定により主務大臣が産業高度化地域の指定を解除し、又はその区域を変更する場合に準用

7 | 県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。
第三項から前項までの規定は、産業高度化・事業革新促進計画の変更について準用する。

する。

(産業高度化・事業革新促進計画の実施状況の報告等)
第三十五条の二 沖縄県知事は、前条第四項の規定により提出された産業高度化・事業革新促進計画(その変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出があつたときは、その変更後のもの。以下「提出産業高度化・事業革新促進計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

(新設)

2 | 主務大臣は、前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(新設)

3 | 主務大臣は、前項の期間が経過した後においてもなお前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出産業高度化・事業革新促進計画の廃止又は変更を勧告することができる。

(新設)

(産業高度化・事業革新促進計画の認定等)

(新設)

第三十五条の三 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者は、産業高度化・事業革新措置(製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置をいう。以下この条及び次条において同じ。)の実施に関する計画(以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。)を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。

<p>2 産業高度化・事業革新措置実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>一 産業高度化・事業革新措置により達成しようとする目標</p>	
<p>二 産業高度化・事業革新措置の内容及び実施期間</p>	
<p>三 産業高度化・事業革新措置の実施体制</p>	
<p>四 産業高度化・事業革新措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法</p>	
<p>3 産業高度化・事業革新措置実施計画には、登記事項証明書、貸借対照表その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 沖縄県知事は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その産業高度化・事業革新措置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をしないとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>一 産業高度化・事業革新措置を実施することが当該産業高度化・事業革新促進地域における産業高度化又は事業革新を図るために有効かつ適切なものであること。</p>	
<p>二 産業高度化・事業革新措置が確実に実施されると見込まれるものであること。</p>	
<p>5 前項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画（以下「認定産業高度化・事業革新措置実施計画」という。）の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>6 第四項の規定は、前項の認定について準用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>7 沖縄県知事は、認定事業者が認定産業高度化・事業革新措置実施計画（第五項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に従って産業高度化・事業革新措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第三十五条の四 沖縄県知事は、認定産業高度化・事業革新措置実</p>	<p>(新設)</p>

施計画に係る産業高度化・事業革新措置の適確な実施に必要な指導及び助言を行うことができる。

第三十五条の五 沖縄県知事は、認定事業者に対し、認定産業高度化・事業革新措置実施計画の実施状況について報告を求めることができる。

(課税の特例)

第三十六条 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第三十七条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

(新設)

(課税の特例)

第三十六条 産業高度化地域の区域内において製造業等又は産業高度化事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第三十七条 第十七条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、産業高度化地域の区域内において製造業等又は産業高度化事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

(資金の確保等)

第三十八条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出産業高度化の区域内の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(施設等の整備)

第三十九条 国及び地方公共団体は、提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の振興を促進するために必要な共同流通業務施設（トラックターミナル、倉庫又は荷さばき場であつて、相当数の企業等に利用させるためのものをいう。）、工場用地等（工場用地その他の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する土地をいう。）、道路、港湾施設、工業用水道及び通信運輸施設並びに提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内の工場等（工場その他の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を行う事業場をいう。）に使用される者に対してその就業上必要な教育又は職業訓練を行うための施設の整備の促進に努めるものとする。

(農地法等による処分についての配慮)

第四十条 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内の土地を前条に規定する施設等の用に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該区域内の産業高度化及び事業革新が促進されるよう配慮するものとする。

(資金の確保等)

第三十八条 国及び地方公共団体は、事業者が行う産業高度化地域の区域内の製造業等又は産業高度化事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(施設等の整備)

第三十九条 国及び地方公共団体は、産業高度化地域の区域内の製造業等又は産業高度化事業の振興を促進するために必要な共同流通業務施設（トラックターミナル、倉庫又は荷さばき場であつて、相当数の企業等に利用させるためのものをいう。）、工場用地等（工場用地その他の製造業等又は産業高度化事業の用に供する土地をいう。）、道路、港湾施設、工業用水道及び通信運輸施設並びに産業高度化地域の区域内の工場等（工場その他の製造業等又は産業高度化事業を行う事業場をいう。）に使用される者に対してその就業上必要な教育又は職業訓練を行うための施設の整備の促進に努めるものとする。

(農地法等による処分についての配慮)

第四十条 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、産業高度化地域の区域内の土地を前条に規定する施設等の用に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該区域内の産業高度化が促進されるよう配慮するものとする。

第四節 国際物流拠点産業集積地域

第四十一条 削除

(国際物流拠点産業集積地域の指定)

第四十二条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる政令で定める要件を備えている地域を国際物流拠点産業集積地域として指定することができる。

2 (略)

3 主務大臣は、国際物流拠点産業集積地域を指定するときは、当該国際物流拠点産業集積地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

4 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、国際物流拠点産業集積地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

5 前項に定める場合のほか、主務大臣は、国際物流拠点産業集積地域の区域の全部又は一部が第一項に規定する政令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ

第四節 自由貿易地域等

(自由貿易地域の指定)

第四十一条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、沖縄における企業の立地を促進するとともに貿易の振興に資するために必要な地域（次条第一項に規定する地域に該当する地域を除く。）を自由貿易地域として指定することができる。

2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(特別自由貿易地域の指定)

第四十二条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、企業の立地が進んでいない地域（その面積が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当する地域に限る。）であつて、相当数の従業員を使用する企業等の集積を促進することが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域を特別自由貿易地域として指定することができる。

2 (略)

3 主務大臣は、特別自由貿易地域を指定するときは、当該特別自由貿易地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

4 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、特別自由貿易地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

5 前項に定める場合のほか、主務大臣は、特別自由貿易地域の区域の全部又は一部が第一項に規定する政令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振

、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該国際物流拠点産業集積地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

(国際物流拠点産業集積地域における事業の認定)

第四十三条 国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であつて政令で定める要件に該当する者は、当該事業をこれらの区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。

一・二 (略)

2 3 4 (略)

第四十四条 国際物流拠点産業集積地域の区域内において前条第一項の認定(同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。)を受けた法人で当該区域内において設立され、当該区域内において特定国際物流拠点事業を営むものは、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を併せて受けることができる。

2 3 (略)

(指定保税地域等)

第四十五条 国際物流拠点産業集積地域の区域内の土地又は建設物その他の施設(政令で定めるものを除く。)で国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものは、関税法第三十七条第一項に規定する指定保税地域とみなす。

2 税関長は、第四十三条第一項の認定(同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。)を受けた者が国際物流拠点産業集積地域の区域内において所有し、又は管理する一団の土地及びその土地に

興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該特別自由貿易地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

(自由貿易地域又は特別自由貿易地域における事業の認定)

第四十三条 自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であつて政令で定める要件に該当する者は、当該事業をこれらの区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。

一・二 (略)

2 3 4 (略)

第四十四条 特別自由貿易地域の区域内において前条第一項の認定(同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。)を受けた法人で当該区域内において設立され、専ら当該区域内において製造業、倉庫業又はこん包業を営むものは、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を併せて受けることができる。

2 3 (略)

(指定保税地域等)

第四十五条 自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内の土地又は建設物その他の施設(政令で定めるものを除く。)で国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものは、関税法第三十七条第一項に規定する指定保税地域とみなす。

2 税関長は、第四十三条第一項の認定(同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。)を受けた者が自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内において所有し、又は管理する一団の土地及びそ

存する建設物その他の施設（以下この項において「施設等」という。）において当該認定に係る施設の集積の程度が高く、かつ、関税法第六十二条の八第一項各号に掲げる行為が総合的に行われることが見込まれる場合において、同法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、当該施設等のうち必要と認められる部分につき、同項に規定する総合保税地域の許可をするものとする。

3 税関長は、関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、第四十三条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者に対し、当該認定に係る事業の用に供する国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設のうち必要と認められる部分につき、同法第四十二条第一項に規定する保税蔵置場、同法第五十六条第一項に規定する保税工場又は同法第六十二条の二第一項に規定する保税展示場の許可をするものとする。

（手数料の軽減）

第四十六条 税関長は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により総合保税地域の許可を受けた者及び同条第三項の規定により保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可を受けた者が関税法第百条の規定により納付すべき当該許可の手数料（第四十三条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の規定による届出により同法第五十条第二項又は第六十一条の五第二項の規定により同法第四十二条第一項又は第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所）で、当該認定に係る事業の用に供する国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るもの手数料を含む。）を軽減することができる。

の土地に存する建設物その他の施設（以下この項において「施設等」という。）において当該認定に係る施設の集積の程度が高く、かつ、関税法第六十二条の八第一項各号に掲げる行為が総合的に行われることが見込まれる場合において、同法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、当該施設等のうち必要と認められる部分につき、同項に規定する総合保税地域の許可をするものとする。

3 税関長は、関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、第四十三条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者に対し、当該認定に係る事業の用に供する自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内にある土地又は施設のうち必要と認められる部分につき、同法第四十二条第一項に規定する保税蔵置場、同法第五十六条第一項に規定する保税工場又は同法第六十二条の二第一項に規定する保税展示場の許可をするものとする。

（手数料の軽減）

第四十六条 税関長は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により総合保税地域の許可を受けた者及び同条第三項の規定により保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可を受けた者が関税法第百条の規定により納付すべき当該許可の手数料（第四十三条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の規定による届出により同法第五十条第二項又は第六十一条の五第二項の規定により同法第四十二条第一項又は第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所）で、当該認定に係る事業の用に供する自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内にある土地又は施設に係るもの手数料を含む。）を軽減することができる。

(課税物件の確定に関する特例)

第四十七条 第四十五条第二項の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場（第四十三条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所）で、当該認定に係る事業の用に供する国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。）における同法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が輸入される場合における当該外国貨物に係る関税の確定については、関税暫定措置法で定めるところにより、関税法第四条第一項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用することができるものとする。

(課税の特例)

第四十八条 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 第四十四条第一項の認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第四十九条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について

(課税物件の確定に関する特例)

第四十七条 第四十五条第二項の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場（第四十三条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所）で、当該認定に係る事業の用に供する自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。）における同法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が輸入される場合における当該外国貨物に係る関税の確定については、関税暫定措置法で定めるところにより、関税法第四条第一項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用することができるものとする。

(課税の特例)

第四十八条 自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内において製造業等の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 第四十四条第一項の認定を受けた法人の同項に規定する製造業、倉庫業又はこん包業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第四十九条 第十七条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内において製造業等の用に供する設備を新設し、又は増設した者について

、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

(資金の確保等)

第五十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う国際物流拠点産業集積地域の区域内の事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(公共施設の整備)

第五十一条 国及び地方公共団体は、国際物流拠点産業集積地域の区域における企業の立地を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

第五十二条から第五十四条まで 削除

て、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

(資金の確保等)

第五十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内の事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(公共施設の整備)

第五十一条 国及び地方公共団体は、自由貿易地域及び特別自由貿易地域の区域における企業の立地を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

(特別自由貿易地域活性化計画の認定等)

第五十二条 特別自由貿易地域の区域内において次に掲げる事業(以下「特別自由貿易地域活性化事業」という。)を実施する地方公共団体の出資又は拠出に係る法人であつて主務省令で定める要件に該当するものは、当該特別自由貿易地域活性化事業に関する計画(以下「特別自由貿易地域活性化計画」という。)を作成し、これを沖縄県知事に提出して、当該特別自由貿易地域活性化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 一 製造業等の用に供する事業場の設置又は運営に係る事業
- 二 特別自由貿易地域の区域内において製造業等を営む者又は新たに営もうとする者の業務を支援する事業
- 三 貿易の振興に資するための政令で定める施設の設置又は運営

-
- 2| 特別自由貿易地域活性化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。
 - 一| 特別自由貿易地域活性化事業の内容及びその実施方法
 - 二| 特別自由貿易地域活性化事業の用に供する施設の種類、位置、規模及び機能に関する基本的な事項
 - 三| その他主務省令で定める事項
 - 3| 特別自由貿易地域活性化計画には、登記事項証明書、貸借対照表その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。
 - 4| 沖縄県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その特別自由貿易地域活性化計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一| 特別自由貿易地域活性化事業を実施することが当該特別自由貿易地域の振興のために有効かつ適切なものであること。
 - 二| 特別自由貿易地域活性化事業の達成の見込みが確実であること。
 - 三| 特別自由貿易地域活性化事業の実施方法（第一項第一号に規定する事業場の設置に係るものに限る。）が主務省令で定める基準に適合するものであること。
 - 5| 第一項の認定を受けた法人は、当該認定に係る特別自由貿易地域活性化計画の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。
 - 6| 第四項の規定は、前項の認定について準用する。
 - 7| 沖縄県知事は、第一項の認定を受けた法人が同項の認定に係る特別自由貿易地域活性化計画（第五項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に従って特別自由貿易地域活性化事業を実施していないと認めるとき又は第一項の認定を受けた法人が同項の主務省令で定める要件に該当しないこととなつ
-

たときは、その認定を取り消すことができる。

8 第一項の認定を受けた法人は、主務省令で定めるところにより、特別自由貿易地域活性化事業の実施状況について沖縄県知事に報告しなければならない。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第五十三条 第十七条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、特別自由貿易地域の区域内において特別自由貿易地域活性化事業の用に供する設備を新設し、又は増設した前条第一項の認定を受けた法人について、当該特別自由貿易地域活性化事業に係る建物の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る建物若しくは構築物に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

(国等の援助)

第五十四条 国及び沖縄県は、第五十二条第一項の認定を受けた法人に対し、特別自由貿易地域活性化事業の実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

(金融業務特別地区における事業の認定)

第五十六条 前条第一項に規定する金融業務特別地区の区域内において設立され、専ら当該区域内において金融業務に係る事業を営む法人は、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を受けることができる。

2 4 (略)

(金融業務特別地区における事業の認定)

第五十六条 前条第一項に規定する金融業務特別地区の区域内において設立され、当該区域内において金融業務に係る事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を受けることができる。

2 4 (略)

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第五十八条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、金融業務特別地区の区域内において金融業務に係る事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

(資金の確保等)

第六十条 国及び地方公共団体は、沖縄振興計画に基づいて行う農林水産業の振興のための事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第五十八条 第十七条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、金融業務特別地区の区域内において金融業務に係る事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

(農林水産業振興計画の作成等)

第六十条 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づき、農林水産業の振興に関する計画(以下「農林水産業振興計画」という。)を作成するものとする。

- 2 農林水産業振興計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 農林水産業の振興の方針に関する事項
 - 三 農林水産業に係る技術の研究開発及び普及に関する事項
 - 四 農林水産物の加工及び流通の合理化に関する事項
 - 五 農林水産業を担うべき人材の育成及び確保に関する事項
 - 六 農林水産業の振興を図るために必要な生産基盤の整備に関する事項
 - 七 その他農林水産業の振興に関し必要な事項
- 3 前項第一号の計画期間は、五年以下の期間を定めるものとする。
- 4 沖縄県知事は、農林水産業振興計画について、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。
- 5 主務大臣は、農林水産業振興計画が沖縄振興計画に照らして適

(国等の援助)

第六十一条 国及び地方公共団体は、沖縄の特性に即した農林水産業の振興に資するため、農林水産業者その他の関係者に対する助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第六十二条 削除

(課税の特例)

第六十五条 第三十六条の規定は、提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において電気事業の用に供する設備であつて沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものを新設し、又は増設した電気事業法第二条第一項第十号に規定する電気事業者について準用する。

2 一般電気事業者又は卸電気事業者（電気事業法第二条第一項第四号に規定する卸電気事業者をいう。）が沖縄にある事業場にお

切なものであると認めるときは、その同意をするものとする。

6 主務大臣は、農林水産業振興計画につき前項の規定による同意をしようとするときは、沖縄振興審議会の意見を聴かなければならない。

7 沖縄県知事は、農林水産業振興計画が第五項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(農林水産業振興計画の変更)

第六十一条 沖縄県知事は、前条第五項の規定による同意を得た農林水産業振興計画を変更しようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 前条第五項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

(資金の確保等)

第六十二条 国及び地方公共団体は、第六十条第五項の規定により同意を得た農林水産業振興計画（前条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。）に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(課税の特例)

第六十五条 第三十六条の規定は、産業高度化地域の区域内において電気事業の用に供する設備であつて沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものを新設し、又は増設した電気事業法第二条第一項第十号に規定する電気事業者について準用する。

2 一般電気事業者又は卸電気事業者（電気事業法第二条第一項第四号に規定する卸電気事業者をいう。）が沖縄にある事業場にお

いて発電の用に供する石炭等（石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第二条第三号に規定するガス状炭化水素であつて関税率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二七一・一一号に掲げる天然ガスに該当するもの及び同条第四号に規定する石炭をいう。）については、租税特別措置法で定めるところにより、その石油石炭税を免除する。

第六十七条から第七十一条まで 削除

いて発電の用に供する石炭（石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第二条第四号に規定する石炭をいう。）については、租税特別措置法で定めるところにより、その石油石炭税を免除する。

（経営基盤強化の支援）

第六十七条 次の各号のいずれにも該当する業種であつて政令で指定するもの（第三項第一号において「指定業種」という。）に属する事業を行う沖縄の中小企業者（以下「指定中小企業者」という。）は、その事業に係る新商品、新役務又は新技術の開発、企業化、需要の開拓その他の事業であつてその将来の経営革新に寄与するための経営基盤の強化に関するもの（以下「経営基盤強化事業」という。）についての計画（以下「経営基盤強化計画」という。）を作成し、これを沖縄県知事に提出して、その経営基盤強化計画が適当である旨の承認を受けることができる。

一 沖縄における当該業種の事業活動の相当部分が中小企業者によつて行われていること。

二 当該業種に係る競争条件、貿易構造、原材料の供給事情その他の当該業種に係る経済的環境の著しい変化による影響を受け、沖縄における当該業種に属する事業に係る生産額又は取引額が相当程度減少し、又は減少する見通しがあること。

三 当該業種に属する沖縄の中小企業の経営基盤の強化を図ることが沖縄の経済の振興に資するため特に必要であると認められること。

2 経営基盤強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営基盤強化事業の目標

二 経営基盤強化事業の内容及び実施時期

三 経営基盤強化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 沖縄県知事は、第一項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る経営基盤強化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 その経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業が当該指定中小企業者が当該指定業種に係る経済的環境の著しい変化に対処する上で有効かつ適切なものであること。

二 その経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業が当該指定中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮させるとともに、その経営革新に向けた努力を助長するものであること。

三 その経営基盤強化計画が当該経営基盤強化事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

第六十八条 前条第一項の承認を受けた指定中小企業者は、当該承認に係る経営基盤強化計画を変更しようとするときは、沖縄県知事の承認を受けなければならない。

2 沖縄県知事は、前条第一項の承認を受けた指定中小企業者が当該承認に係る経営基盤強化計画（前項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認経営基盤強化計画」という。）に従って経営基盤強化事業を行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

第六十九条 国及び沖縄県は、承認経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第七十条 沖縄県知事は承認経営基盤強化計画に従って経営基盤強化事業を行う者に対し、承認経営基盤強化計画の実施状況につい

第七十五条から第七十七条まで
削除

て報告を求めることができる。

(課税の特例)

第七十一条 指定中小企業者であつて承認経営基盤強化計画に従つて経営基盤強化事業を行おうとするものは、租税特別措置法で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却を行うことができる。

(職業安定計画の作成等)

第七十五条 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づき、雇用の促進、人材の育成その他の沖縄の労働者の職業の安定に関する計画（以下「職業安定計画」という。）を作成するものとする。

2 職業安定計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 職業の安定を図るための施策の方針に関する事項

三 沖縄における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

四 雇用の促進、人材の育成その他の沖縄の労働者の職業の安定を図るための施策に関する事項

3 沖縄県知事は、職業安定計画を定めるに当たっては、沖縄の労働者の年齢別の雇用及び失業の状況を考慮するものとする。

4 第二項第一号の計画期間は、五年以下の期間を定めるものとする。

5 沖縄県知事は、職業安定計画について、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

6 主務大臣は、職業安定計画が沖縄振興計画に適合するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

7 主務大臣は、職業安定計画につき前項の規定による同意をしようとするときは、沖縄振興審議会の意見を聴かなければならな

8| 沖縄県知事は、職業安定計画が第六項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(職業安定計画の変更)

第七十六条 沖縄県知事は、前条第六項の規定による同意を得た職業安定計画を変更しようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2| 前条第六項から第八項までの規定は、前項の変更の同意について準用する。

(職業指導等の措置)

第七十七条 厚生労働大臣は、第七十五条第六項の規定による同意を得た職業安定計画(前条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。)で定める施策の推進を図るため、職業指導、職業紹介及び職業訓練の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

第八十一条 削除

第五章 文化・科学技術の振興及び国際協力等の推進

(地域文化の振興等)

第八十四条 (略)

2| 沖縄県は、沖縄固有の文化的所産の継承を図るとともに、我が国の多様な文化の発展に寄与するよう、沖縄において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用並びに地域における文化の振興に

(職業指導等の措置)

第八十一条 前三条に定めるもののほか、厚生労働大臣は、沖縄の労働者の職業の安定を図るため、職業指導、職業紹介及び職業訓練の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

第五章 文化の振興等

(地域文化の振興)

第八十四条 (略)

(削除)

(良好な景観の形成)

第八十四条の二 国及び地方公共団体は、沖縄の特性にふさわしい良好な景観の形成を促進するため、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、沖縄における良好な景観の形成に係る建築技術に関する研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(子育ての支援)

第八十四条の三 国及び地方公共団体は、沖縄における子育ての支援の充実を図るため、児童の保育に関する事業の供給体制の確保について適切な配慮をするものとする。

(科学技術の振興等)

第八十五条 国及び地方公共団体は、沖縄における科学技術の振興を図るため、沖縄における研究開発の推進及びその成果の普及並びに科学技術に関する関係者間の交流の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、沖縄における研究機関及び研究開発を行う事業者の集積並びに科学技術に関する国際的な拠点の形成を図るため、国立大学法人琉球大学の設置する琉球大学、沖縄科学技術大学院大学園法(平成二十一年法律第七十六号)第二条に規定する沖縄科学技術大学院大学その他の研究機関と事業者その他の関係者との間の連携の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(無医地区における医療の確保)
第八十九条 (略)

関する施策の総合的な推進を図るための方針を作成するものとする。

(新設)

(新設)

(科学技術の振興等)

第八十五条 国及び地方公共団体は、沖縄における科学技術の振興を図るため、沖縄における研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、沖縄において、国際的に卓越した教育研究を行う大学院を置くことにより、国際的視点に立った科学技術等必要な措置を講ずることにより、国際的視点に立った科学技術の水準の向上に努めるものとする。

(無医地区における医療の確保)
第八十九条 (略)

256 (略)

7 国及び沖縄県は、沖縄の市町村が沖縄振興計画に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(交通の確保等)

第九十一条 (略)

2 国及び地方公共団体は、新たな沖縄における公共交通機関に関するし、その在り方についての調査及び検討を行うよう努めるものとする。

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実)

第九十二条の二 国及び地方公共団体は、沖縄における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第九十四条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、離島の地域内において旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは離島の地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

256 (略)

7 国及び沖縄県は、沖縄の市町村が沖縄振興計画に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(交通の確保等)

第九十一条 (略)

(新設)

(新設)

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第九十四条 第十七条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、離島の地域内において旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは離島の地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

第七章 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特

別措置

(削除)

第九十五条 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別

措置については、沖縄県における駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置に関する法律（平成七年法律第百二号）の定めるところによる。

第九十六条から第百四条まで 削除

第七章 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特

別措置

第一節 駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則等

(駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則)

第九十五条 国、沖縄県及び跡地関係市町村は、密接な連携の下に、沖縄の均衡ある発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するよう努めなければならない。

(国の責務)

第九十六条 国は、前条の駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則（次条において「基本原則」という。）にのっとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第九十七条 沖縄県及び跡地関係市町村は、基本原則にのっとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画の策定その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 大規模跡地の指定等

(大規模跡地の指定)

第九十八条 内閣総理大臣は、市街地の計画的な開発整備を行うことが必要と認められ、かつ、その原状回復及び開発整備に長期間を要する駐留軍用地（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条に規定する合同委員会において返還が合意されたものに限る。）又は駐留軍用地跡

地であつて、沖縄の振興の拠点となると認められるもの（その面積が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。）を大規模振興拠点駐留軍用地跡地（以下「大規模跡地」という。）として指定するものとする。この場合において、当該指定は、第百三条第一項に規定する基準日までに
行うものとする。

2 | 内閣総理大臣は、大規模跡地を指定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄振興審議会及び沖縄県知事の意見を聴かなければならない。

3 | 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、跡地関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 | 内閣総理大臣は、大規模跡地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

5 | 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した大規模跡地の区域を変更するものとする。

6 | 第二項から第四項までの規定は、前項の規定による大規模跡地の区域の変更について準用する。

（国の取組方針の策定）

第九十九条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該大規模跡地において国が取り組むべき方針（以下「国の取組方針」という。）を定めなければならない。

2 | 国の取組方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 | 大規模跡地の整備の方針に関する事項
- 二 | 大規模跡地において実施すべき事業及び実施主体に関する事項
- 三 | 重点的に推進すべき公共施設の整備に関する事項
- 四 | 産業の振興に関する事項
- 五 | その他大規模跡地の整備に関し必要な事項

3| 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄県知事の意見を聴かなければならない。

4| 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、跡地関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

5| 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6| 内閣総理大臣は、大規模跡地の区域の変更その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、国の取組方針を変更するものとする。

7| 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による国の取組方針の変更について準用する。

(県総合整備計画の策定)

第百条 沖縄県知事は、第九十八条第一項の規定による大規模跡地の指定があつたときは、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第百二号)第十一条第一項に規定する県総合整備計画(以下この章において単に「県総合整備計画」という。)を定めなければならない。

2| 県総合整備計画は、前条第一項の規定により定められる国の取組方針との調和が保たれたものでなければならない。

(特定跡地の指定)

第百一条 内閣総理大臣は、その開発整備を行うに当たって原状回復に相当の期間を要する駐留軍用地跡地であつて、その土地の計画的な開発整備が沖縄の振興に資すると認められるもの(その面積が政令で定める規模以上であるものに限る。)を特定振興駐留軍用地跡地(以下「特定跡地」という。)として指定するものとする。この場合において、当該指定は、第四百四条第一項に規定する基準日までに行うものとする。

2 第九十八条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による特定跡地の指定について準用する。

(市町村総合整備計画の策定)

第二百二条 跡地関係市町村の長は、前条第一項の規定による特定跡地の指定があつたときは、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律第十条第一項に規定する市町村総合整備計画を定めなければならない。ただし、当該特定跡地について、県総合整備計画が定められる場合は、この限りでない。

第三節 大規模跡地給付金の支給等

(大規模跡地給付金の支給)

第二百三条 国は、大規模跡地の円滑な利用を促進し、第百条第一項の規定により定められた県総合整備計画に基づく市街地の計画的な開発整備及び原状回復に長期間を要することに伴う大規模跡地所有者等（大規模跡地の所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者をいう。以下この条において同じ。）の負担の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地（復帰協定の効力発生の日の前日においてアメリカ合衆国が使用していたもので、引き続き駐留軍の使用に供されているものに限る、国有地を除く。以下同じ。）の返還を受けた場合において、大規模跡地所有者等が当該返還を受けた日（以下この項及び次項において「返還日」という。）の翌日から引き続き三年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該大規模跡地所有者等に対し、当該大規模跡地所有者等の申請に基づき、返還日の翌日から三年を経過した日（次項において「基準日」という。）から大規模跡地給付金を支給するものとする。この場合において、当該大規模跡地給付金の支給の限度となる期間その他の必要な事項は、政令で定める。

2 前項の大規模跡地給付金の額は、返還日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料（当該土地が日本国とアメリカ合

衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）により使用されたものであるときは、同法第十四条の規定により適用する土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（第七十二条に規定する補償金）の一日当たりの額に、基準日から当該大規模跡地所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間（当該期間が前項後段に規定する政令で定める期間を超える場合には、当該政令で定める期間）の日数を乗じて得た額から基準日以後当該土地を使用できないことを理由として国から支払を受けた補償金（次項において単に「補償金」という。）の額を減じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、一の大規模跡地所有者等について支給する大規模跡地給付金の額は、第一項に規定する政令で定める当該大規模跡地所有者等に係る期間の年数（当該期間の総月数を十二で除して得た数とし、その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）に千万円を乗じて得た額から当該大規模跡地所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とし、かつ、一の大規模跡地所有者等について一年間に支給する大規模跡地給付金の額は、千万円から当該期間について当該大規模跡地所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とする。

4 共有の土地について前項の規定を適用する場合には、共有者全員を一の大規模跡地所有者等とみなす。

（特定跡地給付金の支給）

第百四条 国は、特定跡地の円滑な利用を促進し、当該特定跡地における原状回復に相当の期間を要することに伴う特定跡地所有者等（特定跡地の所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者をいう。以下この項において同じ。）の負担の軽減を図るた

(沖縄振興交付金事業計画の作成)

第二百五条の二 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づく事業又は事務(以下「事業等」という。)のうち、沖縄県が自主的な選択に基づいて実施する沖縄の振興に資する事業等(沖縄の市町村その他の者(以下「市町村等」という。))が実施する沖縄の振興に資する事業等であつて、沖縄県が当該事業等に要する経費の全部又は一部を負担するものを含む。)を実施するための計画(以下「沖縄振興交付金事業計画」という。)を作成することができる。

2 沖縄振興交付金事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業(当該事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業等を含む。)で政令で定めるものに関する事項

二 沖縄の振興に資する事業等(前号に掲げるものを除く。)であつて次に掲げるものに関する事項

イ 観光の振興、情報通信産業の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業等

ロ 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定に資する事業等

め、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受けた場合において、特定跡地所有者等が当該返還を受けた日(以下この項において「返還日」という。)の翌日から引き続き三年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該特定跡地所有者等に対し、当該特定跡地所有者等の申請に基づき、基準日(返還日の翌日から三年を経過した日をいう。)から特定跡地給付金を支給するものとする。この場合において、当該特定跡地給付金の支給の限度となる期間その他の必要な事項は、政令で定める。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による特定跡地給付金の支給について準用する。

(沖縄振興特定事業計画の作成)

第二百五条の二 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づく事業のうち、前条の規定によりこれに要する経費について国が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付する事業以外の事業であつて政令で定めるもの(以下「沖縄振興特定事業」という。)を実施するための計画(以下「沖縄振興特定事業計画」という。)を作成することができる。

2 沖縄振興特定事業計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 沖縄振興特定事業計画の目標

二 前号の目標を達成するために必要な沖縄振興特定事業に関する事項

三 前号の事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事務又は事業に関する事項

四 計画期間

五 その他内閣府令で定める事項

- ハ 教育及び文化の振興に資する事業等
 - ニ 福祉の増進及び医療の確保に資する事業等
 - ホ 科学技術の振興に資する事業等
 - ヘ 情報通信の高度化に資する事業等
 - ト 国際協力及び国際交流の推進に資する事業等
 - チ 駐留軍用地跡地の利用に資する事業等
 - リ 離島の振興に資する事業等
 - ヌ 環境の保全並びに防災及び国土の保全に資する事業等
 - ル イからヌまでに掲げるもののほか、沖縄の地理的及び自然的特性その他の特殊事情に基因する事業等
- 三 計画期間
- 3 沖縄振興交付金事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。
- 一 沖縄振興交付金事業計画の目標
 - 二 その他内閣府令で定める事項
- 4 沖縄県知事は、沖縄振興交付金事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ関係市町村長その他の者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 5 沖縄県知事は、沖縄振興交付金事業計画に沖縄の市町村等が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該市町村等の同意を得なければならない。
- 6 沖縄県知事は、沖縄振興交付金事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 7 前三項の規定は、沖縄振興交付金事業計画の変更について準用する。
- (交付金の交付等)
- 第一百五條の三 沖縄県知事は、次項の交付金を充てて沖縄振興交付金事業計画に基づく事業等の実施（沖縄の市町村等が実施する事

- 3 (新設)
- 3 沖縄県知事は、沖縄振興特定事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ関係市町村長その他の者の意見を聴かなければならない。
- (新設)
- 4 沖縄県知事は、沖縄振興特定事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、沖縄振興特定事業計画の変更について準用する。
- (交付金の交付等)
- 第一百五條の三 沖縄県知事は、次項の交付金を充てて沖縄振興特定事業計画に基づく沖縄振興特定事業の実施をしようとするときは

業等に要する費用の全部又は一部の負担を含む。同項において同じ。）をしようとするときは、当該沖縄振興交付金事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 国は、沖縄県に対し、前項の規定により提出された沖縄振興交付金事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3 国は、前項に規定する経費に第五條第一項に規定する経費が含まれる場合においては、当該経費について同項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、前項の交付金の額を算定するものとする。

4 第二項の交付金を充てて行う事業等に要する費用については、第八十九條第六項及び第五條第一項から第三項までの規定並びに他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

5 前各項に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(沖縄振興審議会の組織等)

第一百十二條 沖縄振興審議會は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

一・二 (略)

三 沖縄の市町村長を代表する者 二人

四 沖縄の市町村の議会の議長を代表する者 二人

五 (略)

2 5 6 (略)

(主務大臣等)

第一百十四條 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第六條第五項の規定による観光地形成促進計画の受理、同条

、当該沖縄振興特定事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、沖縄県知事に対し、前項の規定により提出された沖縄振興特定事業計画に基づく沖縄振興特定事業の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(新設)

3 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(沖縄振興審議会の組織等)

第一百十二條 沖縄振興審議會は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

一・二 (略)

三 沖縄県の市町村長を代表する者 二人

四 沖縄県の市町村の議会の議長を代表する者 二人

五 (略)

2 5 6 (略)

(主務大臣等)

第一百十四條 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第六條第六項及び第七項の規定による同意、同条第八項の規

第六項の規定による通知、同条第七項の規定による変更の求め、同条第八項において準用する同条第五項の規定による観光地形成促進計画の受理、同条第八項において準用する同条第六項の規定による通知、同条第八項において準用する同条第七項の規定による変更の求め、第七條第一項の規定による報告の受理、同条第二項の規定による措置の求め及び同条第三項の規定による勧告に関する事項については、内閣総理大臣及び国土交通大臣

二 第二十八條第一項の規定による指定、同条第三項の規定による公示、同条第四項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項の規定による公示、同条第五項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項の規定による公示、第二十九條第一項の規定による指定、同条第三項の規定による公示、同条第四項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項の規定による公示、同条第五項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項の規定による公示、第三十條第一項の規定による認定、同条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による認定の取消しに関する事項については、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣

三 第三十五條第四項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の受理、同条第五項の規定による通知、同条第六項の規定による変更の求め、同条第七項において準用する同条第四項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の受理、同条第七項において準用する同条第六項の規定による変更の求め、第三十五條の二第一項の規定による報告の受理、同条第二項の規定による措置の求め、同条第三項の規定による勧告、第四十二條第一項の規定による指定、同条第三項の規定による公示、同条第四項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用す

定による協議、同条第九項の規定による意見の聴取、第七條第一項の規定による同意並びに同条第二項において準用する第六條第七項の規定による同意、同条第八項の規定による協議及び同条第九項の規定による意見の聴取に関する事項については、内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣

二 第二十八條第六項及び第七項の規定による同意、同条第八項の規定による協議、同条第九項の規定による意見の聴取、第二十九條第一項の規定による同意、同条第二項において準用する第二十八條第七項の規定による同意、同条第八項の規定による協議及び同条第九項の規定による意見の聴取、第三十條第一項の規定による認定、同条第二項の規定による協議並びに同条第三項の規定による認定の取消しに関する事項については、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣

三 第三十五條第一項の規定による指定、同条第四項の規定による公示、同条第五項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第四項の規定による公示、同条第六項の規定による指定の解除又は区域の変更、同条第七項において準用する同条第四項に規定する公示、第四十一條第一項及び第四十二條第一項の規定による指定、第四十二條第三項の規定による公示、同条第四項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項に規定する公示、同条第五項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項の規定による公示、第四十三條第一項の規定

る同条第三項に規定する公示、同条第五項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項の規定による公示、第四十三条第一項の規定による認定、同条第二項の規定による協議、同条第三項の規定による認定の取消し、第四十四条第一項の規定による認定及び同条第二項の規定による認定の取消しに關する事項については、内閣総理大臣及び經濟産業大臣

四 (略)

(削除)

(削除)

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第三十五条の三第三項の書類に關する事項については、内閣府令・經濟産業省令

第百十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第六項の規定に違反した者
二 偽りその他不正の手段により沖繩特別通訳案内士の登録を受けた者

三 第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第

による認定、同条第二項の規定による協議、同条第三項の規定による認定の取消し、第四十四条第一項の規定による認定及び同条第二項の規定による認定の取消しに關する事項については、内閣総理大臣及び經濟産業大臣

四 (略)

五 第六十条第四項及び第五項の規定による同意、同条第六項の規定による意見の聴取、第六十一条第一項の規定による同意並びに同条第二項において準用する第六十条第五項の規定による同意及び同条第六項の規定による意見の聴取に關する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣

六 第七十五条第五項及び第六項の規定による同意、同条第七項の規定による意見の聴取、第七十六条第一項の規定による同意並びに同条第二項において準用する第七十五条第六項に規定する同意及び同条第七項に規定する意見の聴取に關する事項については、内閣総理大臣及び厚生労働大臣

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第五十二条第一項の要件、同条第二項第三号の事項、同条第三項の書類、同条第四項第三号の基準及び同条第八項の報告に關する事項については、内閣府令・經濟産業省令

第百十七条 第七十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者

二 第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(削除)

第一百十九条 (略)

第一百二十条 第十四条第九項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

第二百一十一条 第十四条第八項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

第一百八条 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第一百十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第一百二十条 (略)

(新設)

(新設)

附則

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 次の表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

一	公庫がこの法律の失効前に貸し付けた第六十四条第一項の貸付金	第六十四条及び第六十九条
(略)	(略)	(略)
四	沖繩振興計画に基づく事業で、平成三十四年度以後に繰り越される国の負担金、補助金又は交付金に係るもの	第八十九条及び第二百五条から第八十条まで
(削除)	(削除)	(削除)
五	第一百七十七条第六項の規定により特定多目的ダム法が適用されることとなるダム	第一百七十七条第六項

3 (略)

第七条 (削除)

2 次の表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

一	公庫がこの法律の失効前に貸し付けた第六十四条第一項の貸付金	第六十四条及び第六十二条
(略)	(略)	(略)
四	沖繩振興計画に基づく事業で、平成三十四年度以後に繰り越される国の負担金、補助金又は交付金に係るもの	第八十九条及び第二百五条から第八十条まで
五	この法律の失効前に支給が開始された第一百三十三条第一項に規定する大規模跡地給付金及び第一百四十四条第一項に規定する特定跡地給付金	第一百三十三条及び第一百四十四条
六	第一百七十七条第六項の規定により特定多目的ダム法が適用されることとなるダム	第一百七十七条第六項

3 (略)

第七条 旧法の失効の際現に旧法第十八条の二の規定により指定されている情報通信産業振興地域は、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日(その日までに、第二十八条第七項の同意があった場合には、その同意があった日の前日)までの間は、同項の規定による同意を得た第二十八条第一項に規定する情報通信産業振興計画において定められた同条第三項第一号に規定する情

(削除)

旧法の失効の際現に旧法第十八条の八の規定により空港内の旅客ターミナル施設のうち内閣総理大臣が指定した部分は、第二十六条の規定により空港内の旅客ターミナル施設のうち内閣総理大臣が指定した部分とみなす。

2| 旧法の失効の際現に旧法第二十三条の規定により指定されている自由貿易地域は、この法律の施行の日に沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号。次項及び次条において「平成二十四年一部改正法」という。）による改正前の第四十一条の規定により指定された自由貿易地域とみなす。

3| 旧法の失効の際現に旧法第二十三条の二の規定により指定されている特別自由貿易地域は、この法律の施行の日に平成二十四年一部改正法による改正前の第四十二条の規定により指定された特別自由貿易地域とみなす。

第八条 旧法の失効の際現に旧法第二十四条第一項の認定を受けている者は、平成二十四年一部改正法による改正前の第四十三条第一項の認定を受けたものとみなす。

2 旧法の失効の際現に旧法第二十四条の二第一項の認定を受けている法人は、平成二十四年一部改正法による改正前の第四十四条第一項の認定を受けたものとみなす。

報通信産業振興地域とみなす。

2| 旧法の失効の際現に旧法第十八条の五の規定により指定されている観光振興地域は、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日（その日までに、第六条第七項の同意があつた場合には、その同意があつた日の前日）までの間は、同項の規定による同意を得た第六条第一項に規定する観光振興計画において定められた同条第三項第一号に規定する観光振興地域とみなす。

3| 旧法の失効の際現に旧法第十八条の八の規定により空港内の旅客ターミナル施設のうち内閣総理大臣が指定した部分は、第二十六条の規定により空港内の旅客ターミナル施設のうち内閣総理大臣が指定した部分とみなす。

4| 旧法の失効の際現に旧法第二十三条の規定により指定されている自由貿易地域は、この法律の施行の日に第四十一条の規定により指定された自由貿易地域とみなす。

5| 旧法の失効の際現に旧法第二十三条の二の規定により指定されている特別自由貿易地域は、この法律の施行の日に第四十二条の規定により指定された特別自由貿易地域とみなす。

第八条 旧法の失効の際現に旧法第二十四条第一項の規定による認定を受けている者は、第四十三条第一項の規定による認定を受けたものとみなす。

2 旧法の失効の際現に旧法第二十四条の二第一項の規定による認定を受けている法人は、第四十四条第一項の規定による認定を受けたものとみなす。

○通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（欠格事由）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>三の二 沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十四条第八項において準用する第三十三条第一項の規定により沖繩特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>四・五 （略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>四・五 （略）</p>

○国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>（沖繩振興基本方針との調整） 第十五条 沖繩振興基本方針と国土形成計画との調整は、国土交通大臣が内閣総理大臣と国土審議会の意見を聴いて行うものとする。</p>
<p>現 行</p>	<p>（沖繩振興計画との調整） 第十五条 沖繩振興計画と国土形成計画との調整は、国土交通大臣が内閣総理大臣と国土審議会の意見を聴いて行うものとする。</p>

○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（広域的地域活性化基盤整備計画） 第五条（略） 2・3（略） 4 広域的地域活性化基盤整備計画は、国土形成計画、北海道総合開発計画、沖縄振興基本方針、社会資本整備重点計画及び環境基本計画との調和が保たれ、かつ、法令に基づく拠点施設関連基盤施設整備事業に関する方針又は計画であつて国土交通省令で定めるものに適合するものでなければならない。</p> <p>5 5 11（略）</p>	<p>（広域的地域活性化基盤整備計画） 第五条（略） 2・3（略） 4 広域的地域活性化基盤整備計画は、国土形成計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画、社会資本整備重点計画及び環境基本計画との調和が保たれ、かつ、法令に基づく拠点施設関連基盤施設整備事業に関する方針又は計画であつて国土交通省令で定めるものに適合するものでなければならない。</p> <p>5 5 11（略）</p>

○公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公営住宅の建設等又は共同施設の建設等に係る国の補助）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 5 4 （略）</p> <p>5 地方公共団体が都道府県計画に基づいて公営住宅の建設等又は共同施設の建設等をする場合において、次に掲げる交付金を当該公営住宅の建設等又は当該共同施設の建設等に要する費用に充てるときは、当該交付金を第一項又は第二項の規定による国の補助とみなして、この法律の規定を適用する。</p> <p>一 5 三 （略）</p> <p>四 沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百五条の三第二項の交付金</p>	<p>（公営住宅の建設等又は共同施設の建設等に係る国の補助）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 5 4 （略）</p> <p>5 地方公共団体が都道府県計画に基づいて公営住宅の建設等又は共同施設の建設等をする場合において、次に掲げる交付金を当該公営住宅の建設等又は当該共同施設の建設等に要する費用に充てるときは、当該交付金を第一項又は第二項の規定による国の補助とみなして、この法律の規定を適用する。</p> <p>一 5 三 （略）</p> <p>（新設）</p>

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	<p style="text-align: right;">別表第三（第三十条の七関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">提供を受け る他の都道 府県の執行 機関</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">二十六都 道府県知 事</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> <p>二十六の二 沖縄県 知事</p> <p>沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）に よる同法第十四条第七項において準用する通訳案内 士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出 、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二 項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	提供を受け る他の都道 府県の執行 機関	二十六都 道府県知 事			(略)	
提供を受け る他の都道 府県の執行 機関	二十六都 道府県知 事						
	(略)						
現 行	<p style="text-align: right;">別表第三（第三十条の七関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">提供を受け る他の都道 府県の執行 機関</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">二十六都 道府県知 事</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	提供を受け る他の都道 府県の執行 機関	二十六都 道府県知 事			(略)	
提供を受け る他の都道 府県の執行 機関	二十六都 道府県知 事						
	(略)						

別表第五（第三十条の八関係）

三十一（略）

三十一の二 沖縄振興特別措置法による同法第十四条第七項におい
て準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項
の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届
出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五（第三十条の八関係）

三十一（略）

（新設）

改正案	現行
<p>（内国消費税等に関する特例）</p> <p>第八十条 沖縄県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、次の各号に掲げる国税については、政令で当該各号に掲げる措置を定めることができる。</p> <p>一 酒税 沖縄県の区域内にある酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。以下次条までにおいて同じ。）の製造場のうち、当該製造場が沖縄の酒税法（千九百五十二年立法第十一号）の規定による免許を受けてこの法律の施行の日前から引き続き酒類を製造していたものとして政令で定めるところによりその製造場の所在地の所轄税務署長の指定を受けた製造場において製造された酒類で、同日から起算して四十五年以内に、当該区域内にある酒類の製造場から移出されるもの（政令で定めるものを除く。）に係る酒税の軽減に関する措置</p> <p>二 （略）</p> <p>三 揮発油税及び地方揮発油税 この法律の施行の日から起算して四十三年以内に、沖縄県の区域内にある揮発油（揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条の規定により揮発油とみなされるものを含む。）をいう。）の製造場又は保税地域（関税法第二十九条に規定する保税地域をいう。以下第八十二条までにおいて同じ。）から移出され又は引き取られる揮発油（政令で定めるものを除く。）に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減に関する措置</p>	<p>（内国消費税等に関する特例）</p> <p>第八十条 沖縄県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、次の各号に掲げる国税については、政令で当該各号に掲げる措置を定めることができる。</p> <p>一 酒税 沖縄県の区域内にある酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。以下次条までにおいて同じ。）の製造場のうち、当該製造場が沖縄の酒税法（千九百五十二年立法第十一号）の規定による免許を受けてこの法律の施行の日前から引き続き酒類を製造していたものとして政令で定めるところによりその製造場の所在地の所轄税務署長の指定を受けた製造場において製造された酒類で、同日から起算して四十年以内に、当該区域内にある酒類の製造場から移出されるもの（政令で定めるものを除く。）に係る酒税の軽減に関する措置</p> <p>二 （略）</p> <p>三 揮発油税及び地方揮発油税 この法律の施行の日から起算して四十年以内に、沖縄県の区域内にある揮発油（揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条の規定により揮発油とみなされるものを含む。）をいう。）の製造場又は保税地域（関税法第二十九条に規定する保税地域をいう。以下第八十二条までにおいて同じ。）から移出され又は引き取られる揮発油（政令で定めるものを除く。）に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減に関する措置</p>

四〇六 (略)

2510 (略)

第八十二条 沖縄県の区域内にある課税物品の製造場及び保税地域以外の当該区域内の場所において、この法律の施行の際指定物品（第八十五条に規定する指定物品をいう。）で政令で定めるものを所持する者がある場合又はこの法律の施行の日から起算して四十五年を経過した日までの間において第八十条第一項の内国消費税の軽減若しくは免除に関する措置の変更若しくは廃止があつた際には、当該指定物品又は当該課税物品を所持する者がある場合とするとともに、この法律の施行の日又は当該変更若しくは廃止があつた日に、これらの者がこれらの物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税を課する。この場合において、当該指定物品又は当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、次に掲げる金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

一・二 (略)

四〇六 (略)

2510 (略)

第八十二条 沖縄県の区域内にある課税物品の製造場及び保税地域以外の当該区域内の場所において、この法律の施行の際指定物品（第八十五条に規定する指定物品をいう。）で政令で定めるものを所持する者がある場合又はこの法律の施行の日から起算して四十年を経過した日までの間において第八十条第一項の内国消費税の軽減若しくは免除に関する措置の変更若しくは廃止があつた際には、当該指定物品又は当該課税物品を所持する者がある場合とするとともに、この法律の施行の日又は当該変更若しくは廃止があつた日に、これらの者がこれらの物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税を課する。この場合において、当該指定物品又は当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、次に掲げる金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

一・二 (略)

○半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）（附則第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（半島振興計画の内容） 第四条（略） 2（略） 3 半島振興計画は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画その他法令の規定による地域振興に関する計画と調和したものでなければならぬ。</p>	<p>（半島振興計画の内容） 第四条（略） 2（略） 3 半島振興計画は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、<u>沖繩振興計画</u>その他法令の規定による地域振興に関する計画と調和したものでなければならぬ。</p>

○外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（附則第十五条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地域限定通訳案内士の欠格事由） 第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定通訳案内士となる資格を有しない。 一～三 （略） 三の二 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖縄特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの 四・五 （略）</p>	<p>（地域限定通訳案内士の欠格事由） 第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定通訳案内士となる資格を有しない。 一～三 （略） （新設） 四・五 （略）</p>

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）（附則第十六条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（沖縄振興開発金融公庫の在り方） 第十一条 沖縄振興開発金融公庫は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）<u>第三条の二</u>第一項の沖縄振興基本方針に係る同条第三項に規定する平成二十四年度を初年度とする十箇年の期間が経過した後において、新政策金融機関に統合するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（沖縄振興開発金融公庫の在り方） 第十一条 沖縄振興開発金融公庫は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）<u>第四条</u>第一項に規定する沖縄振興計画に係る同条第三項に規定する平成十四年度を初年度とする十箇年の期間が経過した後において、新政策金融機関に統合するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（通訳案内士法の特例） 第二十条（略） 2～4（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者は、国際戦略総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。 一～四（略）</p> <p>五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖縄特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>6～14（略）</p> <p>（通訳案内士法の特例） 第四十三条（略） 2～4（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者は、地域活性化総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。 一～四（略）</p> <p>五 沖縄振興特別措置法第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖縄特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>6～14（略）</p>	<p>（通訳案内士法の特例） 第二十条（略） 2～4（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者は、国際戦略総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。 一～四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>6～14（略）</p> <p>（通訳案内士法の特例） 第四十三条（略） 2～4（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者は、地域活性化総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。 一～四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>6～14（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（内閣府設置法の一部改正）</p> <p>第二十二條 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三條第二項中「治安の確保」の下に、「、人事行政の公正の確保」を、「推進」の下に、「公務の能率的な運営」を加える。</p> <p>第四條第一項に次の一号を加える。</p> <p>十九 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画その他の公務の能率的な運営に関する方針及び計画に關する事項</p> <p>第四條第三項第五十四号の四を削り、同項第五十九号の次に次の一号を加える。</p> <p>五十九の二 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第三百一十一條に規定する事務</p> <p>第四條第三項第六十二号を第六十三号とし、第六十一号の次に次の一号を加える。</p> <p>六十二 公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四條第二項に規定する事務</p> <p>第七條第二項中「若しくは」を「又は」に改める。</p> <p>第十一條の二の次に次の一條を加える。</p> <p>第十一條の三 第四條第一項第十九号及び第三項第六十二号に掲げる事務については、第九條第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。</p> <p>第十五條第二項中「及び消費者庁」を「、消費者庁及び公務員庁」に改める。</p>	<p>（内閣府設置法の一部改正）</p> <p>第二十二條 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三條第二項中「治安の確保」の下に、「、人事行政の公正の確保」を、「推進」の下に、「公務の能率的な運営」を加える。</p> <p>第四條第一項に次の一号を加える。</p> <p>十九 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画その他の公務の能率的な運営に関する方針及び計画に關する事項</p> <p>第四條第三項第五十四号の四を削り、同項第五十九号の次に次の一号を加える。</p> <p>五十九の二 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第三百一十一條に規定する事務</p> <p>第四條第三項第六十二号を第六十三号とし、第六十一号の次に次の一号を加える。</p> <p>六十二 公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四條第二項に規定する事務</p> <p>第七條第二項中「若しくは」を「又は」に改める。</p> <p>第十一條の二の次に次の一條を加える。</p> <p>第十一條の三 第四條第一項第十九号及び第三項第六十二号に掲げる事務については、第九條第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。</p> <p>第十五條第二項中「及び消費者庁」を「、消費者庁及び公務員庁」に改める。</p>

第十六条第二項中「大臣委員会等」の下に「、人事公正委員会」を加え、「及び消費者庁」を「、消費者庁及び公務員庁」に改める。

第三十七条第二項の表再就職等監視委員会の項を削る。

第四十条第三項の表官民人材交流センターの項を削る。

第六十四条の表国家公安委員会の項の次に次のように加える。

人事公正委員会

国家公務員法

第六十四条の表に次のように加える。

公務員庁

公務員庁設置法

十六条中「九十七」を「九十五」に改める。

附則第二条中第四項を第五項とし、第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣府は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、公務員庁設置法附則第二項に規定する事務をつかさどる。

附則第三条の表当分の間の項中「附則第二条第一項第一号」を「附則第二条第二項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十一条の三の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、附則第二条第一項に規定する事務を掌理するものとする。

附則第五条第一号中「附則第二条第一項第一号」を「附則第二条第二項第一号」に改める。

第十六条第二項中「大臣委員会等」の下に「、人事公正委員会」を加え、「及び消費者庁」を「、消費者庁及び公務員庁」に改める。

第三十七条第二項の表再就職等監視委員会の項を削る。

第四十条第三項の表官民人材交流センターの項を削る。

第六十四条の表国家公安委員会の項の次に次のように加える。

人事公正委員会

国家公務員法

第六十四条の表に次のように加える。

公務員庁

公務員庁設置法

十六条中「九十七」を「九十五」に改める。

附則第二条中第四項を第五項とし、第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣府は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、公務員庁設置法附則第二項に規定する事務をつかさどる。

附則第三条の表当分の間の項中「附則第二条第一項第一号」を「附則第二条第二項第一号」に改め、同表平成二十四年三月三十一日までの間の項中「附則第二条第二項」を「附則第二条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十一条の三の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、附則第二条第一項に規定する事務を掌理するものとする。

附則第五条第一号中「附則第二条第一項第一号」を「附則第二条第二項第一号」に改め、同条第二号中「附則第二条第二項」を「附

則「第二条第三項」に改める。

改 正 案	現 行
<p>（通訳案内士法の特例） 第三十八条（略） 2～4（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者は、福島特例通訳案内士となる資格を有しない。 一～四（略） 五 沖縄復興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖縄特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの 六 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの 七 総合特別区域法第四十三条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの 6～13（略）</p> <p>附 則 （沖縄復興特別措置法の一部改正） 第十條の二 沖縄復興特別措置法の一部を次のように改正する。 第十四条第五項に次の一号を加える。</p>	<p>（通訳案内士法の特例） 第三十八条（略） 2～4（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者は、福島特例通訳案内士となる資格を有しない。 一～四（略） （新設） 五 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの 六 総合特別区域法第四十三条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの 6～13（略）</p> <p>附 則 （新設）</p>

七 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）
第三十八条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条
第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分
を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（総合特別区域法の一部改正）

第十五条 総合特別区域法の一部を次のように改正する。

第二十条第五項に次の一号を加える。

六 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）
第三十八条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条
第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分
を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第四十三条第五項に次の一号を加える。

六 福島復興再生特別措置法第三十八条第八項において準用す
る通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳
案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から
二年を経過しないもの

（総合特別区域法の一部改正）

第十五条 総合特別区域法の一部を次のように改正する。

第二十条第五項に次の一号を加える。

五 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）
第三十八条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条
第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分
を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第四十三条第五項に次の一号を加える。

五 福島復興再生特別措置法第三十八条第八項において準用す
る通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳
案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から
二年を経過しないもの

改 正 案

現 行

附 則
（所掌事務の特例）
第二条（略）
2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

附 則
（所掌事務の特例）
第二条（略）
2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
（削除）	（削除）
（略）	（略）

期限	事務
平成二十四 年三月三十 一日	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に 関する法律（平成七年法律第百二号）及び沖縄振興 特別措置法（平成十四年法律第十四号）の規定によ る駐留軍用地の返還に関すること（他省の所掌に属 するものを除く。）。
（略）	（略）

3・4（略）

3・4（略）

（特命担当大臣の掌理する事務の特例）
第三条 第十条の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を掌理するものとする。

（特命担当大臣の掌理する事務の特例）
第三条 第十条の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を掌理するものとする。

期間	(略)	事務
(削除)	(削除)	

(審議会等の設置の特例)

第四条 平成三十四年三月三十一日までの間、沖縄振興特別措置法で定めるところにより内閣府に置かれる沖縄振興審議会は、本府に置く。

2 (略)

(総合事務局の所掌事務の特例)

第五条 総合事務局は、第四十四条第一項に規定する事務のほか、内閣府の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 (略)
- 二 削除

期間	(略)	事務
平成二十四 年三月三十 一日までの 間	附則第二条第二項の表平成二十四年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務	

(審議会等の設置の特例)

第四条 平成二十四年三月三十一日までの間、沖縄振興特別措置法で定めるところにより内閣府に置かれる沖縄振興審議会は、本府に置く。

2 (略)

(総合事務局の所掌事務の特例)

第五条 総合事務局は、第四十四条第一項に規定する事務のほか、内閣府の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 (略)
- 二 附則第二条第二項の表平成二十四年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務

改 正 案		現 行		
2 (略)	<p>附 則 (所掌事務の特例) 第二條 国土交通省は、第三條の任務を達成するため、第四條各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>附 則 (所掌事務の特例) 第二條 国土交通省は、第三條の任務を達成するため、第四條各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>期限</p>	<p>期限</p>
	<p>平成三十 四年三月 三十一日</p> <p>沖繩特例通訳案内士に関すること。</p>		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
2 (略)	<p>平成二十 八年三月 三十一日</p> <p>過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二條第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>平成二十 八年三月 三十一日</p> <p>過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二條第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>(新設)</p>		<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>